別記

第１号様式（第４条関係）

ウクライナ避難民用県営住宅施設等一時使用許可申請書

　　年　　月　　日

高知県知事　様

申請者　住所

氏名

電話（ ） －

　標記について、次のとおり県営住宅施設等の一時使用の許可を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

　なお、入居の条件等については、高知県知事の指示に従うとともに、当該申請内容に関する市町村等への照会（又は情報提供）がなされることを承諾します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 入居希  望地名 |  | 使　用  物件名 | | 住宅　　　　　　棟　　　　　　号 |
| 使　用  期　間 | 年　　月　　日　から　　　　　年　　月　　日　まで | | | |
| 同  居  親  族 | 氏　　　　名 | | 続柄 | 備　　　　　　　　考  （就学状況、高齢者、障害者等の特記事項があれば、記入してください。） |
|  | |  |  |
|  | |  |  |
|  | |  |  |
|  | |  |  |
|  | |  |  |
| 駐車場の使用希望 | | | 有（区画番号　　　　　　　　）・　　無 | |

添付書類　　(1) 在留資格を有することを確認できる書面の写し

　　　　　　(2) 誓約書

　　　　　　(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

誓 約 書

高知県知事　　様

　私が、このたび一時使用を許可される県営住宅施設等につきましては、許可条件を遵守して使用し、また、緊急避難の趣旨を踏まえ、定められた期限までに必ず退去いたします。

なお、申請日に在留資格を有していることを確認することができる書面の写しを所持していない場合は、一時使用許可後３月以内に提出します。

正当な理由なく、一時使用許可後３月以内に在留資格を有していることを確認できる書面の写しを提出できなかった場合は、速やかに一時使用を許可された県営住宅施設等を明け渡し、以後一切の異議を申し立てないことを誓約します。

　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　（自署）

第２号様式（第５条関係）

高知県指令　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　県営住宅施設等一時使用許可書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　年　　月　　日付けで申請がありました県営住宅施設等の一時使用については、 次のとおり許可します。

　　年　　月　　日

　　　　　高知県知事

１　使用許可する物件の所在地及び使用面積

２　使用目的

　　　ウクライナからの避難のための県営住宅施設等一時使用

３　使用期間

　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

４　使用料

　　免除

５　入居者数

　　　　　人

６　使用許可の条件

　（１）　使用者は、善良な管理者の注意をもって使用許可物件の維持保全を行い、使用

目的以外の用途に供し、その全部又は一部を他に転貸してはならない。

（２） 許可を受けた者が、その責めに帰する事由により使用許可物件を滅失し、き損

し、又は県に損害を与え、若しくは使用許可物件の使用に際し、第三者に損害

を与えたときは、許可を受けた者が、使用許可物件を原状に回復し、又はその

損害を賠償すること。

（３） 県において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき又は許可の条

件に違反する行為があると認めたときは、この許可を取り消し、又は変更する

ことがあること。

　　　　 なお、この場合において生じた損失は、県は、これを補償しない。

1. 使用許可物件についての維持、保存等のために必要な経費（入居期間中に発生 する共益費等を含む。）は、使用者において負担すること。
2. 使用許可期間が満了したとき又は許可が取り消されたときは、直ちに使用許可

物件を原状に回復して明渡しをすること。

　 （６）　使用者は、県の許可を受けずに使用許可物件を模様替え、又は増築してはなら

ないこと。

　 （７）　使用許可物件周辺の環境を乱し、又は他の者に迷惑を及ぼす行為をしてはなら

ないこと。

（８） 一時使用の期間満了後も引き続き使用を必要とするときは、当該期間の満了す

る１月前までに当該期間の延長の申請の手続をとること。

（９） 使用者は、使用許可物件を明け渡そうとするときは、速やかに県営住宅施設等

明渡届出書を県に提出しなければならない。

　 （10）　使用許可に係る業務において、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。）による不当若しくは違法な要求又は適正な県有施設の使用を妨げる妨害を受けたときは、県に報告を行うとともに、所轄の警察署に届けること。

　 （11）　（１）から（10）までに掲げるもののほか、全て県の指示に従うこと。

（教示）

１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）

２　 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表とする者は、高知県知事になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。

第３号様式（第７条関係）

県営住宅施設等一時使用期間延長申請書

　　　高知県知事　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

申請者　住所

氏名

電話（ ） －

　私が、　　　　年　　月　　日に一時使用許可を受けた県営住宅施設等について、下記の理由により、同一条件による一時使用の期間延長の許可を受けたいので申請します。

記

理由

申請期間　　　　　　　　年　　　月　　　日から　　　　　年　　　月　　　日まで

第４号様式（第７条関係）

高知県指令　　　　第　　　　　号

県営住宅施設等一時使用期間延長許可書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　年　　月　　日付けで申請がありました県営住宅施設等の一時使用の期間の延長については、 次のとおり許可します。

　　　　　年　　月　　日

高知県知事

１　使用期間

　　　年　　　月　　　日から　　　　　年　　　月　　　日まで

２　使用許可条件

　　高知県指令　　　第　　　号に記載された使用許可の条件を遵守すること。

第５号様式（第８条関係）

県営住宅施設等明渡届出書県営住宅明渡し届出書

年　　月　　日

　　　高知県知事　　様

入居者　住　所

県営住宅　　　　団地　　号棟　　号室

氏　名

　　県営住宅施設等を明け渡しますので、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 明渡しの理由 |  |
| 明渡しの期日 | 年　　　月　　　日 |
| 検査希望年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 附帯工作物の措置 |  |
| 連絡先 |  |
| ※　　　　年　　月　　日検査済  　　　　　年　　月　　日確認済 | |

　（注）※欄は、記入しないでください。